

ご利用ください 生涯学習バス

生涯学習団体バス利用助成制度

地域の生涯学習活動を行う団体が、
学習・研修活動を行う時に使用する
バスの借上げ費用に補助金を交付します

団体登録
必要！

利用団体
① 校下婦人会
② 地区公民館
③ 幼稚園・保育所等や小中学校の PTA・育友会
④ 高砂大学校同窓会・同窓会員に よる自主グループ
⑤ 上記以外の社会教育・生涯学習 関係団体

**1団体につき年2回まで
利用できます**

利用条件
● 15人以上でご利用ください
● 次の目的での利用はできません ・慰安遊興、営利・政治的活動 ・主に親睦や交流の旅行
● 生涯学習施設を2か所以上訪問 してください

助成額（千円未満切り捨て）

借上料45,000円以下の場合

助成額＝借上げ料－5,000円
(例) 借上げ料38,300円の場合
38,300－5,000＝33,300

【助成金額 33,000円】

千円未満
切り捨て

借上料45,000円を超える場合

助成額（上限7万円）
＝40,000円＋45,000円を超える額の1/2
(例) 借上料120,000円の場合
40,000＋(120,000－45,000)×1/2
＝77,500

【助成金額 70,000円】

上限
7万円

●お問い合わせ● 金沢市教育委員会生涯学習課
TEL 220-2441 FAX 220-2488 E-mail syougaku@city.kanazawa.lg.jp

研修前々月末まで

研修前月20日まで

研修から15日以内

団体登録

補助金認定申請

研修活動

実績報告

支払

利用団体⑤の方
団体登録を行います

- 提出書類●
- ✓ 団体登録申請書
 - ✓ 構成員（役員）名簿
 - ✓ 団体規約
 - ✓ 活動内容がわかる書類

団体登録完了のお知らせ

- 提出書類
- ✓ 生涯学習団体バス
借上費補助金認定
申請書
 - ✓ 傷害保険加入を証
明するもの

補助金認定通知書を送付

研修活動の実施

提出書類

- ✓ 補助金交付申請書
- ✓ 補助事業の経費の配分
- ✓ 補助事業の効果
- ✓ 収支決算書
- ✓ 補助事業の結果報告書
- ✓ バス借上料領収証
- ✓ 参加人数、訪問場所が
わかる写真（集合写真）
- ✓ 請求書（振込先がわか
るもの）

指定口座に助成金をお支払い

利用団体①～④の方、団体登録済みの方

手続きのながれ

